平成２４年（フ）第２１５号
神戸市灘区薬師通４丁目１番33号
債務者　嶺元　和照
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　真央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１６号
岡山市北区南中央町10―10　近藤セントラルビル501号、住民票上の住所岡山市北区富田173番地１　エクセルメゾン岡山501号
債務者　森元　伸二
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　和英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５０号
広島市中区吉島東１丁目９番３―402号　川本ビル東
債務者　岡崎　光一
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４号
大分市大字上戸次1770番地の１
債務者　宮崎　律男
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　保之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２４年（フ）第８６号
香川県高松市屋島西町2300番地14
債務者　有限会社コア・コンサルタント
代表者代表取締役　橋本　哲一
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４６号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野19番地27
債務者　松井　武朗
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第５５号
岐阜県大垣市三塚町1167番地
債務者　柏原　隆二
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
和歌山県田辺市目良12番31号　津本アパート１階右号室、破産手続申立時の住所和歌山県田辺市芳養松原２丁目５番13号
債務者　九里　忠彦
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１３７号
茨城県つくば市並木２丁目５番地７　コータス並木201号
債務者　横田　幸江
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５２号
千葉県白井市笹塚２丁目５番１棟826号
債務者　石田メルセディタこと　ＩＳＨＩＤＡ　ＭＥＲＣＥＤＩＴＡ　ＭＥＪＩＡ
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１５６号
千葉県白井市根86番地の４
債務者　船橋のぞみ
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１７２号
千葉県成田市玉造３丁目８番地３　ＴＦＫ玉造寮
債務者　原野　　幹
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１８８号
千葉県印旛郡酒々井町上岩橋243番地８
債務者　森山　忠則
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１９９号
千葉県印西市滝野３丁目５番１号棟107
債務者　武藤　龍也
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２７４号
愛知県高浜市田戸町４丁目６番地66
債務者　門馬ライルトンこと　モンマ　ライルトン　ヒロシ
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
岡山県倉敷市福田町福田817番地４
債務者　南條　光恵
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
岡山県真庭市落合垂水495番地１
債務者　上田　康寛
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
岡山地方裁判所津山支部